

教 会 と 国 家

—最近のインドの状況から—

竹 中 正 夫

はじめに

緊急令下における教会

(一) 全面的支持の立場

北インド合同教会の声明

ローマ・カトリック教会の立場

(二) 条件的支持の立場

インド NCC の立場

合同神学校チャンドラン校長会の立場

経済学者と神学者の対話

(三) 全面的反対の立場

都市産業農村伝道のグループ会の批判

マ・トマ教会ユハナン大主教の声明

M. M. トーマスの主張点

(1) 「経済政策批判」

(2) 民主主義の根拠

(3) エキュメニカルな連帯

(4) 民衆は手段でなく主体である

—タジマハル開発論批判—

むすび

はじめに

独立以来約30年にわたって政権を担当していた国民会議党は、1977年3月の選挙において、大方の予想を裏切って大敗北を喫した。「ほとんど不可能と思われた事態が起こった」というショッキングな表現をインドの雑誌「リンク」はとった。それほど驚くべき出来事であった。アジアの諸国で行われている戒厳令や軍事支配にも比すべき緊急事態の下に、民衆が民主的方法をもって政権

の交替をなしたことは注目すべきことである。

この小論でとりあげたいことは、そうした政治的過程の中でインドのキリスト教会がどういう態度を国家権力に対してとったか、そこにはどういう問題が提起されており、かつまた、神学的な課題が含まれているかということである。これは、遠いインドのことではなく、少数者として政治権力に対してかかわりをもつ日本を含めてアジアの教会に大きな意味をなすことであると思うのである。

インドが英國の植民地支配から独立したのは、1949年8月15日である。それ以来政権を担当して来たのが国民會議党であり、初代首相ジャワハルラル・ネールの娘インディラ・ガンジー女史が過去11年の間首相の座にあった。古いヒンドゥー教の保守的傾向を斥け内においては特定の宗教の支配を排する世俗主義と近代主義路線をひき、外に対しては、インド・パキスタン戦争における勝利やバングラデシュの独立など外交面の実績はかなり国民の支持を集めていた。事実1971年の選挙では、約3分の2の支持を得ていた。しかし、国民の大多数を占める貧しい層の生活の改善ははからず、近代化路線に対する反対が与野党の中に広がり、とりわけ、1971年の選挙について、「違反」の判決が下りガンジー首相は苦境に立っていた。1975年6月12日のことであった。その後のインドは、インディラを支持する勢力と彼女の辞任を要求する反対勢力の対立の渦巻くところとなり、ついに6月25日に緊急令がインディラ、ガンジー首相によって発令され、インドは言論、報道の自由を失うと共に、反政府勢力の指導者たちはつぎつぎと投獄されていった¹⁾。もちろんこうした支配勢力は急に形成されたものではなく、ガンジー首相の側近の者たち、すなわち彼女の次男サンジェイをはじめとする少数の腹心の部下たちが政権維持のため画策して來たものであり、大多数の農村の民衆の受動的無関心さと、1971年のインパ戦争以来ガンジー首相に忠誠を尽すようになっていたインド軍隊の支援によって強権発動の支配態勢が固められていたのである。さらに、その背景には、都市に拠点をもつ近代的資本家階層と農村に支配的勢力をもつ保守的地主層が次第にガンジー首相と結合し、現状維持をはかるために彼女の強権発動を支持していたことも忘れてはならないことであろう。こうした国内の政治的結合と関

連して、国際的には、ソビエトはガンジー政権の強権発動を全面的に支持し、民主的言論の自由を尊重する米国や民衆の自力更生を強調する中国に対抗していった。ソ連に傾倒していたインド共産党（CPI）は、いち早くガンジー政権の緊急令発動を全面的に支持した²⁾。さらに、世界銀行や多国籍企業など国際的経済資本勢力が強権発動によって秩序が保障され、低賃金で労働争議が起らぬないという好条件を歓迎してガンジー政権の民衆に対する訓練（discipline）を支持したことも事実である。これらの内外にわたる政治的・経済的・社会的過程の分析をなすことは興味深いことであるが、本稿ではインドの緊急事態下においてキリスト教会がどのような態度をとったかについて主として分析をしてみたいと思う。

緊急令下における教会

インドの緊急事態は1975年6月25日から75年3月23日まで、約21か月つづいた。これを16年もつづいたナチの独裁政治やすでに6年もつづいているフィリピンや韓国の強圧政権と比較するなら、比較的知期間のことであり、国情もかなり異っているので一様に論ずることは出来ない。さらにわが国の戦時下の教会の様相とも異っている。しかし、近代的技術と組織、軍事力と政治力を結合させた中央集権的な権力支配体制が、21か月間強力にしかれ、その中でキリスト教会が少数者としておかれていたことはかなり共通した側面をもつてゐる。緊急事態下にあって、インドのキリスト教会ならびにキリスト者はどういう立場をとったのか。そこにはどういう種類の反応が見出され、それらの背景にはどのような神学的な立場や社会的利害や関心があったのかそを分析してみると、きわめて重要な問題であると思う。インドの教会ならびにキリスト者が1975年6月から1977年3月にわたる緊急事態下にとった態度は多様にわたっているが、大別すると、次の三つの種類に分けられる。

(一) 全面的支持の立場

緊急令を全面的に支持したもの。多くの場合、キリスト教が少数者であるため、少数者の権利を長年にわたって擁護して来た国民會議派とインディラ・ガンジー首相へ忠義を尽し、教会の存立の保全をはかるうとしたものが

多かった。中には、現在のインドにおいて政治的自由をもつということは、経済的開発と社会正義の実現のため障害となるという理由から、緊急令を全面的に支持した人々もあった。

(二) 条件的支持の立場

混乱したインドの社会に厳しい規律 (discipline) を与え、とくに経済的に乏しい階層の人々 (the weaker sections of the people) の向上をはかるという点から緊急令の価値を認めるが、新聞の厳しい検閲制度やなんら裁判にかけられず無期限に人々が投獄されている状態などに対しては心安らかでない人々である。この人々は最初のうちは経済的なメリットを考えて緊急令に賛成したが、それが長びくにしたがって次第に反対の点を強くしていった。

(三) 全面的に反対の立場

この立場をとった人々は、人間の自由の制限は、政治的権利の剥奪であるばかりでなく、正義の確立と経済の発展に対しても妨げとなるという確信から、初めから緊急令に反対した人々である。すなわち緊急事態は単にインテリ層から言論、集会の自由を奪うのみでなく、今まで受動的になっていた多くの民衆が目覚めた人間として社会形成に参与しようとする意欲をつみとってしまうものであり、民衆の経済的参与を減少させ、さらに社会的正義の確立を困難にするというのがその主な主張であった。

歴史的状況における教会ならびにキリスト者の対応を分析検討するには、かなりの時間的な経過が必要であると思う。しかし、インドの今回の選挙では、多くの民衆が、しかもその大多様は教育を受けたことのない、しかし、貧しい人々が、民主的な方法である選挙を通して、自由と正義は不可分の事柄であるということを明確に語ったという点ではまことに画期的な出来事であり、それに対してインドのキリスト教はどういう対応をなしたかを資料を通して吟味しておくことは、同じような経験をしている現代のアジアの教会にとってきわめて貴重な意味をもっていると思うのである。さらに日本の教会にとってこのことは決して他事ではなく、戦時下の教会の責任を反省する点においても、又今日のアジアの教会に対する責任を自覚する点からいってもきわめて重要なこと

であると思う。

(一) 全面的立場の支持

この立場に属する代表的な例として、北インド合同教会の立場とインド・カトリック教会の立場をあげてみよう。

北インド合同教会の声明

北インド・合同教会の常議員会は、1976年9月21日緊急事態についての態度を表明し、これをガンジー首相に送っている³³。はじめは短期間に終ると予想されていた緊急令も1年をすぎ、その可否についての論議が内外に高まっていた時である。

この文書において、北インド合同教会のダルマラジ総幹事は、同教会の常議員会が1976年9月5日に決議した点を伝え、「北インド合同教会のガンジー首相への全面的忠誠と一致した支持」を表明している。(the full support and unflinching loyalty and support of the Church of North India)。執行委員会の決議の一つは、「インド政府に対する忠誠と支持」(Loyalty and Support to Government of India)と題されており、次のように記されている。

「北インド合同教会の常議員会は、1976年9月5日（日）に会合し、インドの首相として、インディラ・ガンジー女史が果して来られた強力な指導力に深甚なる感謝と賞賛を送ると共に、全会一致してつぎのことを決議した。インド政府がすすめている政策を、北インド合同教会とその教育ならびに医療その他の機関をあげて支持し、この国をよくしこの国のすべての人々の生活が豊かになるように尽力する」。

第二の決議は、投獄されている政治犯の家族の救援基金を集める運動のあることに触れている。

ここで主として問題となるのは、第一の決議である。緊急事態下において國家権力が中央に権力を集中し絶体化しつつあるとき、たとえその犠牲者に対する配慮が表明されているにせよ、教会を挙げて全面的支持の決議をなし、そのプログラムへの忠誠と教会をあげ政策に参与することを誓っていることは看過

出来ないことである。これは大きな政治的立場の表明であると共に、そこには国家に対する教会の神学的な見解が含まれている。北インド・合同教会はつい数年前に結成された新しい合同教会で、まだ充分に社会的问题を分析し対応する機関をもっていないということも言える。また、同教会の主勢力が首都ニューデリーを中心とする北に存在するため、政府の働きかけはことさら強く、従って、それに敏感であったことも充分に推察される。しかし、民主的な自由を奪い独裁的権力支配を強くしていた強権発動下のガンジー首相に対して全面的な支持をなしていることは、神学的にいうならば、教会が国家権力への全面的忠誠を誓い、政治的支配に含まれている罪の理解や終末論的な審判の認識を欠落しているということが出来る。

さらに興味深いことには、ガンジー首相に送られた右の北インド・合同教会のステートメントの中には、つぎの文章が含まれられている。

「さらに北インド合同教会の常議員会は、インドのキリスト教のグループが政府になした要請に応じてインド政府が外国から宗教団体に対する寄付金についての1977年の法令第6条においてその制約を緩和したことに対する感謝の意を表明するものである⁴⁾。」

インドの教会が外国の教会から経済的援助を受けるためには政府の制約があった。表面では独立自治を唱える教会としては外国からの寄付を受けない方針をとりつつも、実際は援助を必要とする状況にあった。それ故に、教会は、外国からの寄付金の受け入れを緩和したガンジー政府に対して感謝の意を表わしている。これは制度的教会の自己保持の内的な関心のあらわれであり、これが間接的にはカンジー政権支持へと教会を向わしめている要因の一つであるということは疑うことが出来ない。

ローマ・カトリック教会の立場

緊急事態に対して全面的支持を表明したもう一つの例として、インドのカトリック教会の場合を考えてみよう。カトリック連合会の議長デモンテ氏は、アラハバット裁判所のガンジー首相に対する判決の直後つぎのような電報を送っている。

「CATHOLIC UNION LOOKS UP TO YOU AS CHAMPION OF MINORITIES. YOU AND YOU ALONE CAN STEER THE ACTION THROUGH CRISIS. PRAYING THAT FINAL VICTORY IS YOURS⁵⁾」

「カトリック連盟は貴下を少数者グループの指導者として尊敬しています。あなたのみが、この危機をのりこえることの出来る人です。あなたが最後の勝利を得られるように祈っています。」

さらにカトリック連合会は、緊急令が発令されると直ちに緊急令を全面的に支持する声明を出している。

しかし、一方においては、カトリックの司祭や信徒の中には、緊急令体制に問題を感じ、プロテスタントの反対派のグループと共にエキュメンカルな反対運動を開いた人々も少くない⁶⁾。

インドのカトリック教会の公式機関である監督会議=CBCI (The Office-Bearers of the Catholic Bishops Conference of India) の代表者であるピーチィ大主教、パディヤラ大主教は、1976年2月26日、カンジー首相に面会し意見の交換をなしている。カンジー首相は20か条にわたる経済政策に対する教会の積極的な参加と支持を要請し、カトリックの代表者とそれに応ずる決意を表明すると共に、政府が避妊手術の実施にあたって個人の人権を尊重すべきこと、そして、宗教的少数者の権利について充分な配慮を払うべきことを要請している⁷⁾。そして、少数者の信教の自由の保障については、かなりくわしい文章が別に出されガンジー首相に送られている。その冒頭には次のように記されている。

「まず第一に、そして最も重要な点として、わが国の独立以来29年間政府と国民会議党が少数グループなかんずくキリスト教のグループの立場をよく理解し、その権利を保障して来たことに対して感謝の意を表したい。」

さらに、その主要な関心として政府が憲法の改正(368条)にあたって少数者の権利を基本的人権の一環として確認し、他の権利に勝る保証をなすことを要望している。

ここで注目すべきことは、国家権力の強権発動において多くの人々が自由を奪われているにも拘らず、教会は少数者集団としての自己の保全と自らの教義

的関心である避妊についての二点を為政者に要請しているということである。たしかに CBCI は、インドの全国民の人権を考えていることにはちがいがない。しかし、憲法を論ずるにあたってそのときの政府によって憲法の基本的性格そのものが歪められていることは問題とせず、むしろ少数者である自己の宗教団体がいかに特権を保障されるかを主眼として考えているかがよくあらわれている。逆にいうならば、宗教的少数者としての宗教的権利が侵害されない限り、強圧的独裁政権も容認、支持するという態度がそこにあると云えよう。

また避妊の問題にしても、それは特定の宗教的グループの倫理、すなわちカトリック教徒のわくの中で考えられており、強制的に避妊手術を受けるために駆り出されていった多くの貧しい無力な民衆の視点からとりあげられた避妊政策批判ではなかった。

これらの北インド合同教会とカトリック教会の立場は、それぞれちがった背景からなされている。しかし、両者に共通していることは、インドのキリスト者が全人口の二パーセントから三パーセントにすぎないという少数者意識であり、そこから狭い意味の信教の自由と自己の宗教的集団の保全をはかる考えが主要な関心となっており、それらが保たれる限り、国家権力への忠誠と支持を全面的になすという点である。

(二) 条件的支持の立場

緊急令が出されてからインディラ・ガンジー首相は直ちに「20ヶ条にわたる経済政策」をうち出した。これは今まで省みられなかつた経済的に貧しい階層や社会的に差別されて来た人々、さらに農村において土地をもたず奴隸のように苦役に従事している農民 (The landless and bounded labour) の解放や農地の開発や都市スラムの徹廃と美化運動、低所得者への税率の軽減などいわゆる「弱い階層」(the weaker section of society) の福祉に光をあてた政策題目がならんでいた。したがって、言論の自由の拘束や反対派の投獄などにあらわされた民主的権利の制約に対して反対はするが、全体としては緊急体制は弱い階層の復権のためには必要な事態であるという条件付きの支持をなすものがインドのキリスト教者のなかに少くなかった。その代表的な例をインドのバ

ンガローの合同神学校長ラッセル・チャンドランにみることが出来る。チャンドランは、長年インドの合同神学校の教授をつとめ、ニューヨークのユニオン神学校に客員教授として招かれたこともあり、内外によく知られた有力子神学者であり、インドのプロテスタント教会の交わりである CUI (the Christian Union of India) の議長でもある。

緊急令が出されて間もなく、チャンドランは IUI の議長として声明を出した。チャンドランはその中で、緊急令が発令されたことは大きなショックであったがそれはやむを得ない処置であったと認め、つぎのように述べている。

「たしかに緊急令によって、多くの民主的な権利が制限されていることは事実である。とりわけ、報道の自由、言論、集会の自由などが制約されることはわれわれの好むべきことではない。しかし、緊急令を通して、首相と政府が、社会正義を実現し、国民もより勤勉に規律をもって働くようになるのであれば、ある一定期間の規制として認めることが出来ると思う。政府の各部署が労働時間を厳密に守り、諸産業が生産性を上げ、ヤミ市や密輸入などの腐敗を徹廃することは歓迎すべきことである。

さらに歓迎すべきことは、首相の提案としている20か条からなる経済改革案である。これらの改革案は適切にかつ速やかに実行されるならば、より正しい社会の実現のための出発点となるであろう。それ故に CUI (インドキリスト教連合会) の役員たちはインドのすべてのキリスト者が他の人々と一緒に、このプログラムの実現のために全面的な支持をなすよう呼びかけるものである⁷⁾。」

この声明が1975年7月5日という時点で出されていることは注目すべきことである。緊急会が出たのが6月25日であり、20か条からなる経済政策が発表されたのが7月1日である。このことは、社会科学的検討を充分せずに20か条からなる経済政策の全面的支持を速急になしたという社会学者たちの批判の出るところでもある。緊急会を出したのちさまざまなかんがいが入り乱れる中で、ガンジー政権としては、20か条からなる経済政策をいわば目玉商品として売り出し、それをもって緊急令施行を正当化し世論の支持を得ようとする方針があつたように思われる。

インドNCCの立場

インドのNCCは、1975年8月1日ロールストン総幹事の名前で加盟教会の責任者につぎのような書簡を送っている。

〔宛先 差し出し人〕

インド諸教会代表者

インド基督教協議会総幹事

NCCI 加盟諸教会

インドキリスト教諸団体

日付 1975年7月1日

親愛なる友へ

ここに全インド国民會議党委員の一員であるA. R. ラム氏の当職宛書簡のコピーを同封いたします。同氏は国民會議党のD. K. バロー・ハ議長の嚴命 (behest) によってその手紙を認められたものです。右の手紙は当職に宛てられたものですが、実際には全インドの諸教会ならびにキリスト教諸団体に宛てられたものと存じますので、何卒この手紙を注意深くお読みいただくようにおねがい申しあげます。

本書の目的は、1975年7月1日にインディラ・ガンジー首相によって発表された「20か条からなる経済政策」に対する諸氏の協力を要請するものであります。

ガンジー首相が提案した「20か条からなる経済政策」は、社会的不正を是正し、この国から貧困をなくし、社会的権利を認められなかった多くの民衆の生活をよりよくしようとするものであります。首相がわたしたちに協力を求めていることを知って、わたしたちは省みてその目的達成のためにどれだけのことが出来るかと謙虚なおもいをもつものです。わたしは、ここにみなさん方が、首相の意図する「20か条からなる経済政策」の実現のため協力をよせられるようよびかけるものであります。 後略

インド総幹事 ロールストン^②」

なおこの手紙のコピーは国民會議党 D. K. バロー・ハ (D. K. Barooah) 議長ならびに同党メンバーであるラム氏に送られている。ロールストン総幹事の手紙に明らかなように「20か条からなる経済政策」に対するキリスト教会ならびにキリスト教諸団体への協力要請は、与党の議長からラム氏を通してなされて

いる。ラム氏 (A. Rallia Ram) は国民会議党の有力者の人であり、ニューデリーの市会議員をつとめているキリスト教徒である。ラム氏は7月31日にロールストン総幹事に書簡を送りこうのべている。

「親愛なるロールストン殿

- (1) すでにご承知の通り、インディラ・ガンジー首相は「20か条からなる経済政策」を発表されました。その実現のためには、与党である国民会議党の協力はもとより、あらゆる領域における各層の人の一中央・州・地方そして地区のレベルにおいて一協力が必要であります。
- (2) 首相によって挙げられている「経済政策」には二つの柱があります。一つは社会正義または配分上の正義 (distributive justice) の実現であります。もう一つは経済成長と開発であります。
- (3) この「経済政策」実施の主要な役割を果すのは政府であります。しかし、その実現にあたってはわが国の民衆の協力なくしては可能でないことも明らかであります。さらに、インドのキリスト教会は、広汎にわたる開発プログラムを行っており、とくに教育と医療の領域、そして各種のボランティナーの運動や福祉事業において顕著な働きがなされています。それ故に、わたしは右の「経済政策」が短期間に効果をあげるために、キリスト教会や諸団体の行っているプログラムが活用されることを切望するものであります。
- (4) ごく最近、国民会議党の議長はその党の委員、とりわけ少数グループ部門 (The Minority Department^⑨) の委員たちに右の目的のために働くようにな要請をしました。
- (5) それ故、出来るだけ早くインドの諸教会代表ならびにキリスト教団体の責任者たちがこの問題について深い関心をよせるように手紙を出すように貴下に要請します。
- (6) さらにニューデリーにおいて、インドの教会の指導者たちの集りを開催しそこで国民会議党のパロアー議長の講演をきくようにしてはいかがかと提案します。国民会議党の有力議員であり同党の少数グループ部門の委員であるヘンリー・オースチン氏も右の小生の要請に賛意を表しておられま

したが、生憎不在のため彼のサインをここに記し得ないことを申し添えます。

敬具

A. L. ラリア・ラム¹⁰⁾」

ラム議員の示唆によって1975年に8月30日にはニューデリーでキリスト教界のトップレベルの指導者が集り「経済政策」についてのキリスト教会の支持をとりまとめている¹¹⁾。さらに、1976年5月29日に同じく首都ニューデリーでインド国民会議党全国大会が開かれたとき、ラム氏の斡旋によって同大会に出席していた議員や中央政府や地方政府の要職にある人々総勢約1,000人がインドの主要なキリスト教会ならびに諸団体（メソジスト教会、北インド合同教会、YMCA、インドNCC、YMCA）からなる委員会によって晩餐会に招かれ、相互の親睦を深めている。この晩餐会についてニューデリーのYMCAのフィリップ・ジャダーブはこう伝えている。

「この晩餐会は国民会議党全国大会に出席している議員たちを歓迎し、政府の政策とプログラムに対するキリスト教界の支持と感謝を表わすものであった。首都でもたれたからる重要な会議の出席者を接待することが出来たのは、ニューデリーにあるキリスト教団体の光栄である¹²⁾。」

さらにジャダーブはこの会合をなすにあたって、とくにA.L.ラリア・ラム議員の尽力のあったことを記している。これら一連のラム議員の働きは「20か条からなる経済政策」の実行にキリスト教ならびに諸団体の協力をとりつけ、ひいては緊急令体制自体への支持を得ようとする政府当局の意を体としてなされてきたものと思われる。

合同神学校チャンドラ校長の立場

こうした状況の下にあってラッセル・チャンドランのようにキリスト教の有力な神学者がいち早く「20か条からなる経済政策」に賛成を表し、キリスト教連合会のメンバーにその協力をよびかけたことは大きな出来事であった。

チャンドランの立場は緊急令による民主的報道・表現・集会の自由が制約されていることを批判しながらも、これらは一時的な制限で、出来るだけ速やかに緊急令が除去されることを望み、「経済政策」においては全面的に支持するという立場であった。これは一つの説得力をもっていた。というのは、ミュル

ダールをはじめ多くの西欧の学者が、インドが西欧的自由主義をとりいたれた「ソフト社会」である限り、インドの経済開発は進展せず、中央集権的計画と規律をもった「タイト社会」にならない限りインドはいつまでも貧困の状態を低迷するであろうという考え方があった。チャンドランは自由の犠牲を忍びながらも経済的正義の実現をはかるという立場を主張したと言える。

チャンドランの「経済政策」支持の立場に対して反対してのは、マドラス・キリスト教大学の C. T. クリエン (C. T. Kurien) であった。チャンドランは組織神学者であるが、クリエンはインド経済の分析を実証的なデーターを通してなしている世界的に有名な経済学者である。両者は1976年3月5日から4月3日まで前後9通にわたって書簡を交換している¹³⁾。その骨子を記し、とりわけ「経済政策」をめぐっての両者の見解の相違を分析してみたいと思う。

経済学者と神学者の対話

1976年2月10日、チャンドランが会長をしているインドキリスト教連合会(CUI)の代表者とインド・カトリック連合会の代表者がバンガローで会合をなし、「20か条からなる経済政策」のうちでとくに「弱い階層」の重荷を取り除くことを支持し、インドの教会が積極的に政府のプログラムの実現のために協力することをよびかけた¹⁴⁾。これは、あたかもキリスト教界全体が緊急体制化におけるガンジー政権支持を表明したような印象を多くの人々に与えたし、かねてからキリスト教界の協力を得るように画策していた政府にとっては歓迎すべきことであった。これに対して南インドのキリスト者の中から可成り強い批判的な意見がチャンドランに寄せられた。そこで彼は、その代表者である K. C. クリエンに自己の立場の弁明するために書簡を認めたのである。これが3月5日の書簡の背景である。その中ではチャンドランはこうのべている。

「先般バンガローで開かれたカトリック連合会とキリスト教連合会の代表者の会合においてなされた声明書は、「20か条からなる経済政策」のうち、とくに「弱い階層」の人々の重荷を除去するという点にしぼってなしたものであります。その理由としてわたしはつぎの諸点をあげることが出来ます。

- (1) わたしたちが得ている情報によりますと、「経済政策」の実施によって「弱い階層」に属する人々の生活が改善されつつあります。ある地方

では政府の働きに協力して民間の組織やグループが—そのなかにはキリスト者のグループも入っています、「弱い階層」に属する人々を搾取している原因の除去にあたっています。その例としてマリアメド・プロジェクトやバンガローのインドソーシャル・インスティチュートでなされているプロジェクトをあげることが出来ます。

- (2) 政府に積極的に携っている人々が強調していることは、このような状況のもとでは「経済政策」に対して抽象的な賛・否の声明を出すことは、何ら現実の変革に寄与するものでなく、ただ政治的プロパガンダとなるにすぎないということです。
- (3) 重要なことの一つは、「経済政策」が「弱い階層」にどういう影響を与えているかを具体的に知ることができます。このような事実認識なしにそれは緊急令をカムフラージするための政策にすぎないといって批判したり反対することは望ましいことではありません。
- (4) 緊急令に対してわたしたちも批判すべき点を認めますが、それにもかかわらず、緊急令によっていくつかの思い切った政策が可能になったことも事実です。たとえば、カルナタカ地方の私鉄の国営地や都市の土地所有規制などは長くから懸案になっていたのですが、緊急令なしには実現されなかったと思います。もちろん、わたしたちも、緊急令の下における権力の悪用や腐敗に対して警戒し批判的であることは申すまでもありません。
- (5) さらに、わたしたちにとってないがしろに出来ないことは、現在の国民会議党に代ってわたしたちが支持するに足る政党を見出しが出来ないという事実であります。世俗主義¹⁵⁾、民主主義、そして少数者の権利の擁護などの諸点からいうと、国民会議党の外にわれわれが信頼しうる党はないように思います。もちろん、これは、論議のある点で、わたしは、他の人々がちがった立場をとる可能性を認めるものであります。

いま一つわたしの立場は、「いま・ここ」という限定のなかでわたしがとりうる立場であるということであります。わたしは、表面に立って（緊

急令)に反対したり、地下運動をするつもりはありません。しかし、だからといって単に沈黙して傍観することも出来ません。「20か条からなる経済政策」には「弱い階層」の人々を強くする要素があることを認め、それを助成しさらに徹底した正義の実現をはかるようにねがっているのです。このプロセスの中でわたしたちは現実についてのより具体的な認識を得ることゝ存じます。(後略)

ラッセル・チャンドラン

1976年3月5日

C. T. クリエン殿

¹⁶⁹」

これに対して、クリエンは、3月12日付と19日付、さらに20日付と3回にわたって書簡を送り、自己の見解を述べている。ここでのその主な骨子を辿ってみるとつぎの通りである。

「あなたは、あなた自身の立場を明確に説明して下さいました。あなたが報道の自由の制限や反対派の拘留に反対されることもよくわかりました。しかし、あなたは、あの「20か条からなる経済政策」のある部分は望ましいものとされるのみでなく、それらを支持し、他の人々にも支持するよう呼びかけておられます。この点についてさらに触れたいと思いますが、まずさしあたってインドカトリック連合会とインドキリスト教連合会の出された声明について私の考えを述べさせていただきます。

しかし、そうするためには、やはり、あの「20か条からなる経済政策」に対するわたしの一般的な考え方をのべておかねばなりません。私の主な考えはつぎの通りです。この緊急令による体制は主として政治的な問題であり、しかも、それもきわめて低次元のそれであるということです。もちろん、それは急に出て来たものではなく、多分に以前に存在したやはり低次元の政治に対応して出て来たものであることを認めるにわたしたは決してやぶさかではありません。いわゆる「20か条からなる経済政策」も低次元の政治から出て来た緊急令を正当化するものであるとみなすことが出来ます。ですから、

わたしは、額面通りに、それらの「経済政策」をうけとることが出来ないです。たとえ、そこに記されていることをそのまま受けとろうとしても、それはそんなに簡単で直截な課題でないことははっきりしています。わたしは、それらについて一つ一つ可成り詳細にわたって検討をいたしました。ですからそれらのいくつかを取りあげて、支持するのには躊躇を覚えます。事実それと結合している経済的政治的構造と切りはなして「20か条からなる経済政策」のいくつかを取り上げることは、今日の状況の下においては危険なことであると思います。

こうした理由から、最近のキリスト教連合会の出された声明文は、たとえそれが「20か条からなる経済政策」の「弱い階層」の人々に対するプログラムの支持をうたったものであっても、誤解をよびやすいものであり、かつ混乱を招きやすいというそしりを免かれ難いと思います。この点からいうなら今日の状況の全体について検討している南インド合同協会の声明文は可成りちがっています。今日のように批判的な意見が封じられているとき「20か条からなる経済政策」について無条件の支持を公的に表明することは、低い次元においてなされている政府に対して絶対的忠誠を与えるにひとしいものといわねばなりません。あなたはこの点に充分に気づいておられないかも知れませんが、あなた自身はそういう意図でないにせよ、当局の術策によって利用されてしまうことになります。たとえば、あの声明文を政府が全面的に引用し、現政府の体制をキリスト教界が支持しているように解釈されることも可能であります。

しかし、あなた御自身の立場はおそらく、現在の政府と国民会議党を支持する立場であると思います。たしかに、あなたは、国民会議党の政策のあるものには強烈な批判をしておられます。しかし、重要な決定をするときとなるとあなたは国民会議派を支持し、他の人々にもそうするようすすめておられます。1971年の選挙のときも他の党を選ぶ可能性のあったのですが、あなたは国民会議党を支持されました。そして今回も、いろいろ批判をのべられた上で「世俗主義、民主主義、そして少数者の権利の擁護などの諸点からいうと国民会議党の外にわれわれが信頼しうる党はない」と申しておられま

す。わたしは、あなたが、現時点においてもなお国民会議党が民主主義を擁護するものとみなしておられることにいささか驚きを覚えます。いづれにしても、わたしたちの政党支持にあたって、少数グループの権利擁護を基準として決めるにわたしは異議をとなえるものであります。（後略）

1976年3月12日

C.T. クリエン

R. チャンドラン殿

」

さらに両者によって交された書簡を詳しくみると、「二種類の行動主義（アクティヴィズム）」や「国家予算」についての論議など興味深いものがあるが、紙面の制限もあるので、ここでは割愛する。両者の立場を要約すると左のようになる。クリエンは社会学者として、「20か条からなる経済政策」を全体としてとりあげ、さらに社会的・政治的構造とのかかわりにおいてこれをとらえようとしているのに対し、チャンドランの方は、「20か条からなる経済政策」の部分的支持をなし、いち早く公式の声明を連合会として出したため緊急令体制支持のために宗教界を動員しようとする政府当局の思うつぼとなっているというところに論点があるように思われる。さらに言うならば、チャンドランの場合は、少数グループの権利と民主主義を保障するという点から、国民会議党的支持をしているのに対し、クリエンの場合は、国民会議党的政治そのものが低次元のものとなっており、「弱い階層」に属する人々の生活をよりよくするためには独占資本と地主層の利害と結合している現在の政策基盤 자체を検討しなおすべきことを示唆している。これらは経済学者としての彼の実証的研究に基づいた発言で、彼の著書『Poverty and Development（貧困と開発）』などの書物にのべられているところである¹⁷⁾。彼は南インドのタミナル・ナード地方の経済開発についての過去20年間のデーターを集計してみて、現在の社会機構をそのままにして貧民層への援助を上からなしても決してその効果の上らないことを実証的に記述している。

両者が9回にわたって交換した書簡は、その見解の相異にかかわらず、フランクな意見の交換と共に、互いに学びあうオープンな姿勢によって貫かねられ

ており、決して感情的な対立となっていない点は注目すべきことである。事実、後半においては、チャンドランはクリエンの経済学者としての専門的な見解をうけいれ、1977年2月12日から13日にかけてインドキリスト教連合会の会合をヴァンガローで開き、チャンドランはその議長をつとめ、そのときの声明は以前に比べるとずっと全般的にわたって批判的なものとなっている。

(三) 全面的反対の立場

緊急令下においてそれを批判し、政府の方針に反対をすることは、弾圧を受ける危険をともなっていた。たとえそれが柔いかたちのプロテストであれ、かなりの困難を覚悟しなければならなかった。支配的な政府の強権の下に人々の間には「おそれ」が蔓延し鉛のような沈黙が続いている。このような中で緊急令に批判的見解を表明したいくつかのグループがあった。

これらのグループは大きな機構をもつ制度的教会ではなく、いづれも小さな教会かまたは都市産業伝道に携っている前線にあるグループやバンガローにある宗教社会研究所 (The Christian Institute for the Study of Religion and Society) のように制度的教会のわくから一歩距離をおいたところにある研究機関に携る人々であった。先述の北インドの合同教会の指導者たちが首都ニューデリーで、あたかも全教会を代表するかのように政府政策の全面支持をなしたのに対し、牧師の有志がそれに対する見解を出したが、それはわずか三人の牧師たちにすぎなかった¹⁸⁾。しかし、彼らは、緊急令を出している政府に教会の首脳が全面的忠誠を誓っているときに、「教会、なかんずくその監督ならびに牧師の使命は神の国によろこばしいおとずれをのべ伝えるのみでなくわれわれの社会にもみられる不正を糾弾する預言者の役割を果すべきものである」とをとき、「それを遂行するために、教会は本質的に終末論的視点をもってこの世に生き、国家の良心としての役割を果すべきである¹⁹⁾」とのべている。

都市産業農村伝道のグループの批判

緊急令が出てからキリスト者のグループとして最初に批判的な態度を表面したのは都市産業農村伝道に従事している人々であった。すなわち彼らは、1975年8月日に全国会議を開き、その結果つぎのような声明を発表している。

「われわれの会議では、抑圧されている人々の間に正義が回復されるためには、民衆の参加が不可欠であるということが確認された。もし、民衆の参加が有効であり有意義であるとするならば、表現の自由——その中には反対をする自由、報道をする自由そして民衆が社会活動を組織する自由を含めて——が重要である。それ故に、会議に全会一致で首相とインド政府に緊急令による民衆の自由の制限を除去し、民衆がその見解を表現し、社会活動を組織する自由を保障するように要請する。これは政府の経済政策の遂行のためにきわめて重要な点である²⁰⁾。」

さらに UIRM グループは1977年の2月に全国会議を開き、そのときに出された総選挙実施の発表に対しつぎのような決議をなし、ガンジー首相宛に送っている。

「われわれ都市産業・農村伝道全国会議の参加者は、1977年2月3日マドラスにおいて会合を開いたが、つぎのような理由から、今回の総選挙を公正に行う条件が整っていないことを指摘するものである。

- (1) 今回の選挙はあまりにも短期間のうちに行われようとしている。とりわけ有力な閣僚がつい最近近い将来において選挙がないと言明したことを考えるとあまりにも突然である。
- (2) いまだに多くの政治的活動家たちが投獄されている。政府は彼らが釈放されたと言っているが、再拘束されたり新しく逮捕された人々が少なくない。
- (3) 報道機関は問題出版物取締法 (publication of objectionable act) の下に制約されている。
- (4) 報道機関は統制されており、政府の宣伝機関となっている。

それ故にわれわれはつぎのことを要請する。

懸案の総選挙を行うという発表を歓迎すると共に、われわれは政府が緊急令を直ちに解除し、表現の自由、報道と政策表明の自由、そして組織の自由を保障し、政治犯を釈放し、名実ともに公正にして自由な選挙をする

ように要請する。

1977年2月7日

全国 UIRM 会議代表

ポール・シロモニ

ニューデリ

ジョージ・ナイナン

インド政府首相殿

21)

都市産業農村伝道に携っている人々は、教会の中でもごく少数の人たちであり、制度的な教会のなかにあっては周辺部の小さいグループにすぎなかった。しかし、彼らはたえず「弱い階層」の人々の間で働いていた故に、緊急令の民衆に対する影響を率直に表明している。UIRM グループが2月4日付のマドラスで出したガンジー首相宛の手紙がやがて公表されると、ポンベイ教区財産管理にあたっている理事会 = BDTA (The Board of Director's of Bombay Diocesan Trust Association Private Limited) は2月14日に理事会を開き、右の UIRM グループの書簡に署名したジョージ・ナイナンが総幹事をしているポンベイの住民組織である BUILD のオフィスが BDTA ビル内にあるので直ちにそこからオフィスを撤去するように決議している。これに対し全国 UIRM 会議の連絡責任者である S. ラムテケはつきのような書簡を BDTA に送ってプロテストを表明している。

「わたしたちは、BUILD がそのオフィスを貴下のビルから撤去するよう報告されたとうかざいました。貴下が今日 BUILD の表明する人間の価値についての深い関心に同意出来ないことがその理由かも知れません。あるいは未知なるおそれがこうした否定的な決議を急いでさせたのかも知れません。このような状況の下においてインドの預言者たちはどこにいるのでしょうか。そして教会の預言者的な役割は一体どこにいっているのでしょうか。

インドの生んだ偉大な詩人ラビンドラナス・タゴールの詩の一節を引用することをお許し下さい。それは今日の状況において、きわめて示唆深いものがあると思うからであります。

われらの父よ

おそれのない心をもち
 人々が高く頭を上げて
 自由の天地をめざすべく
 わたしの国をめざめさせて下さい
 わたしたちの考えをここに披瀝するととも、これによって貴下がご決定
 を再考慮されるようにおねがい申しあげます。
 わたしどもインド全国にある都市産業農村伝道に携わるものたちは BU
 ILD と連帶一致していることを申し添えます。 敬 具

1977年3月11日

インド全国都市産業都市農村伝道協議会

連絡責任者 S. S. ラムテケ

22)

マ・トマ教会ユハナン大主教の声明

制度的教会の代表者として緊急令に対して反対の声明を出した例はきわめて少なかった。その数少ない例としてマ・トマ教会のユハナン大主教 (Metropolitan Juhanan, Mar Thoma Church) の場合をあげることが出来る。インドのオーソドックス教会の流れには、三つあり、シリアン正教会、マ・トマ教会、それにネストリアン教会がある。のちにのべるようにシリアン正教会のグリゴリウス大主教はガンジー首相支持の立場をとったのに対し、マ・トマ教会の大主教ユハナン 大主教は二回にわたって批判的な声を出した。第一回は「緊急令の発令とその後」と題するかなり長文のマラヤラム語の原稿である。これは全インドキリスト教協議会の準備資料の一部として出版される筈であったが、ケララ州ではこの文章の印刷が禁じられたので、M. M. トーマスが英語に翻訳し、バンガローの宗教社会研究所の謄写版づりのニュース・レターの一部として1976年1月3日づけで配布されたものである。これはいわば非合法の文献である。右の文章において大主教は、緊急令発動に至った経過をかなり詳細に分析したのち「弱い階層」の生活向上をはかる点から強力なプログラムを施行することは重要であるが、そのためには民衆が進んで参加する態勢をつ

くる必要のあることを力説してこうのべにいる。

「有効な経済政策の実施のためには、民衆の支持と協力が不可欠である。そのプログラムを自分たちのものと考えることが必要である。警察力の強制の下ではこのことは果し得ない。一方において、言論機関がきびしく統制され、わが国の自由のために努力している人々が獄に投ぜられているときに、民衆はすすんで経済政策に参加しようとしないのは当然である。今日、わが国の政治では、首相の発令する司令のみが存在しているにすぎない。多くの新聞は報道の自由と民主主義は失われていないと言っている。しかし、現実には、多くの人は、新聞を読む興味を失って了っている。獄中にいるマラジ氏を釈放し報道機関に報道と批判の自由を与えることは不可能であろうか²³⁾。」

この一文は公表されなかつたが、ユハナン大主教は、1976年8月25日付でガンジー首相に書簡を送り、その中でこうのべている。

「多くの人々は、緊急令のためにわたしたちが払わねばならない犠牲があまりにも大きいことを感じはじめている。マラジ氏やその他の人々がなお獄につながれており、報道機関は報道と表現の自由を奇われ、わたしたちのおもいは暗いものがあります。幾千人の人に代って、わたしは緊急令を次第に取り除くことを要請します。それを直ちに全面的に撤去することは困難であるかも知れません。ですから、もしも政治犯の人々が釈放され報道の自由が回復されるならば、それだけで、大きな助けとなります。

わたしは、いま一つおねがいがあります。どうか緊急令下において総選挙と憲法の改正を行わないで下さい。わたしは真摯にまた痛ましいおもいで記しました。何卒よろしくおうけとり下さるようにおねがいします。

1976年8月25日

マ・トマ教会

ユハノン大主教

インディラ・ガンジー首相殿

²⁴⁾」

この手紙を認めたのちユハノン大主教は病気になり、9月27日死亡した。この書簡は短かい書簡であるが、緊急令下で同様の疑問を抱いていた多くの人々に大きな励ましとなつた。

M. M. トーマスと宗教社会研究所の働き

緊急令下において早くから、そして最も多角的視野をもって検討をなし批判をなしたキリスト者のグループは、バンガローにある宗教社会研究所 (The Christian Institute for the Study of Religion and Society) のグループで M. M. トーマスと C. T. クリエン、G. R. カラトなどが、その指導者であった。

M. M. トーマスの見解

M. M. トーマスはマ・トマ教会の平信徒である。彼は1916年の生れであるから本年62才である。学生時代から学生キリスト者の運動に参加し、インドの独立のために尽力し、戦後は、世界学生キリスト者連盟 (WSCF) の主事、EACC の幹事として尽力し、バンガローに宗教社会研究所が設立されると初代所長 P. デバナンダンを助けて副所長として働き、デバナンダンの死後はその所長となり、昨年 S. チャタジー (Saral K. Chatterjee) に所長を譲り、現在は郷里ケララ州に帰り執筆・教育活動に従事している。その間 WCC の教会と社会部の委員長として、1966年のジュネーブ会議を開き、1968年から75年にかけて WCC の中央委員長の要職をつとめるなど、エキュメニカル運動において有力な貢献をしている²⁵⁾。

M. M. トーマスは緊急令が出てまもなく、マドラスから出版されているキリスト教の週刊紙に誌緊急令下の状況についての彼の意見を発表した。主な題をかかえるとつぎのような論説がある。

Prime Minister's Economic Measures, *Guardian Comment*, July 10, 1975.

Prospect of Democracy in India, *Guardian Comment*, July 17, 1975.

Dr. Benjamin Spock's Appeal, *Guardian Comment*, July 24, 1975.

People Are Subjects, Not Objects, *Guardian Comment*, July 31, 1975.

Meaning of Commitment in a Democracy, *Guardian Comment*, Aug. 7, 1975.

The Functioning of the Parliament, *Guardian Comment*, Aug. 14, 1975.

The Indian Intelligentsia, *Guardian Comment*, Aug. 21, 1975.

Justice to the Masses, *Guardian Comment*, Aug. 28, 1975.

Social Justice and the New Economic Measure, *Guardian Comment*, Sept. 4, 1975.

The Dehli Meeting, *Guardian Comment*, Sept. 11, 1975.

Gandhi Jayanti, *Guardian Comment refused by Censor.*

これらの一連のガーディアンの論文はいづれも当時の状況下の緊急な課題を明快に分析し、キリスト者としての批判的な洞察を加えたものであり、インドの国内のみならず国外の有識者の関心をあつめていた。ところが8月14日ガーディアン誌の事務所が警官によってさし抑えられてから、検閲は厳しくなり、「ガンディ・ジャンティ」と題する1975年10月2日付のM. M. トーマスの論説は発禁処分をうけた。そこで彼は自分が所長をしている宗教社会研究所の「Newsletter」を出し、引きつづいて、緊急令下における自己の見解をあらわした。これは活字印刷ではなく、謄写印刷でごく親しい人々に秘密裡に配布された、いわば地下運動のミニ・コミであった。右の Newsletter は1975年10月27日に第一号が出され、1977年2月21日の号八号まで出されている。

これらの M. M. トーマスの論説の要点をたどってみるとつきの四つの点にまとめてみることが出来る。

(1) 「経済政策批判」

緊急令が出てから一番論議の対象となった「20か条からなる経済政策」について、トーマスは、1975年7月10日のガーディアン誌にいち早く「経済政策」についての論評をなしている。それによると、ガンジー首相が提示した貧しい階層に対する「経済政策」は決して新しいものでなく、1931年のカラチ宣言いらいのインドの願いであり、独立後もたびたびの五ヶ年計画で立案されたところであり、ガンジー首相の Garibi Hatao (貧しい人々の解放) の公約でもある。要はこれを達成する方策である。これらの政策を実施する機関が腐敗していたり経済的な機構が貧しい人々に対して抑圧的であるならば、その実現は望むべくもない。

「いまや緊急令によって政府はその権力を一手に掌握しており、上から下に向ってこれらの経済的政策の実施をはかろうとしているが、退敗している

官僚機構や国民會議党も関連している抑圧的な社会組織を変革することは、めざめた民衆によってなされなければならない。底辺にある民衆がめざめて、それぞれの地方において彼らの具体的な要求を掲げて新しい法律を要求し、その実現を意図することによってのみ変革は可能となるであろう。これは、とりもなおさずマハトマ・ガンジーのメッセージであった。首相が提唱する経済政策の実現を真剣に考えるならば、彼女は民衆の参加の自由を拘束すべきではない²⁶⁾」

ここでトーマスが指摘していることは、民衆の参加が社会正義の実現のために不可欠であるということである。政治的自由や言論の自由は、単にインテリや中産階級に属するものの贅沢な要求ではなく貧しい民衆のなかに経済的正義をもたらすために必要なものであることを力説しているのである。

(2) 民主主義の根拠

トーマスは、1975年7月17日の「ガーディアン」に寄せた論文において「インドにおける民主主義の展望」について論じている。カウル駐米インド大使がインドの反政府運動をたとえて「熱狂的人種主義である KKK と極左の暴力的無政府主義者が結合したようなものである」と評し、之に対抗する手段として緊急令を出さざるを得なかったとのべたのに対し、たとえ政府に対する反対運動に行きすぎがあったにせよ、その原因は政府ならびに国民會議党やその下にある官僚たちが1971年の選挙で約束した経済政策の実現を果していないことに原因のあることを指摘している。さらにトーマスは緊急令によって大権を一手に集約するとき、権力は次第に独裁的となり、また退廃に至ることを警戒している。彼はこうのべる。

「国民會議党のパローア議長が緊急令下においては、たちえ短期間であっても巨大な権力が政府に集中されていることを指摘し、政府ならびに与党は“謙虚”でなければならないと言っている。これは短期間であるなら可能なことである。しかし、行政府に対してチェックの役割を果すべき野党・報道機関・司法制度が自由をもたないときに“謙虚”さを長期間な体制のなかで保障するものがあるのだろうか²⁷⁾。」

トマスはここで民主主義の必要性を論じるにあたって神学的な根拠をあげている。すべての人間は罪を内包しており、「パウロの指摘するように個人としても、集団としても、その欲するところの善をなすことの出来難い存在である」という人間観に基づいている。「この人間の根原的な疎外は社会的次元において、階級自己利益を追求し、自己正当化の精神として文化の中に深く宿っている²⁸⁾」ことを指摘してやまない。ここから、社会的悪を是正し、正義を民衆のなかに実現するためには、民衆の組織化と文化革命が必要であるという彼の主張が形成されてくるのである。

(3) エキュメニカルな連帯

緊急令が発動されて約三ヶ月を経たとき1975年10月9日付で WCC(世界教会協議会)のフィリップ・ポター総幹事は、インディラ・ガンジー首相に手紙を送った。そこでは緊急令下におけるインドの人権問題、とくに、多数の政治犯が裁判にかけられずに投獄されていること、そして、報道の自由が制限されていることについて関心を表明し善処を要望した²⁹⁾。さらに、CCA(アジア・キリスト教協議会)は1976年6月14日から16日にわたって香港で「アジアの人権問題」について協議会を開き、インドの人権問題をとりあげ、CCA 総幹事の名前で、インドのキリスト教協議会に政治犯の釈放について政府に要請するように手紙を出した³⁰⁾。これらの手紙は WCC を通して全世界の加盟教会に送られ、これに応じてオランダの教会をはじめ多くの教会が、ガンジー首相に書簡を送っている。

こうした一連のエキュメンカルな教会の働きに対して、インドのNCCの反応はきわめて否定的であった。すなわち、1976年バンガローで開かれた NCC の常議員会はつぎのような決議をしている。

「われわれは、エキュメニカルな機関が、特定の国の教会に、特定の活動をするようによびかけることに反対をなすものである。もちろん、エキュメニカルな機関がその地域の教会から要請されたときは例外である³¹⁾。」

ここで強調されていることは、インドの国内の問題はインドの教会が責任をもってあたっているので、外部の教会はこちらが要請しない限りあまり干渉しないで欲しいという態度である。「われわれインドの教会は、自分たちの問題

を自分たちで対処する位成熟しているのである。」(The Churches in India are mature enough to handle our own matter.)³²⁾ 北インド合同教会においても同様の態度がとられ、外部からの支援やよびかけに対して制度的教会は否定的な反応を示した。

これに対して、M. M. トマスはこうのべている。

「北インド合同教会とインド・キリスト教協議会は、インドの教会からの要請がなかったのにも拘らず働きかけをしたという理由で、WCC や CCA などのエキュメニカルな諸機関の働きかけを強く拒否した。もしここでいわれている原則にエキュメニカルな機関が従うべきであるとするなら、WCC はおそらくドイツのヒットラーの独裁的支配や南アフリカの人種主義やソ連における信教の自由の抑圧に対して語ったり行動することは出来ないであろう。インド・キリスト教協議会は自分たちは成熟しているといっているが、緊急令いらいそれに対する教会の対処の仕方はきわめて未熟なものであったことは明白である³³⁾。」

緊急令を支持した制度的教会はこの問題はインドの問題であり、われわれ自身で対処しうる問題で外国の教会からの干渉を排除する態度をとったのに対し、緊急令に反対してキリスト者のグループは WCC や CCA の働きに励ましを覚え、国際的な祈りと連帯の中に、人権擁護のたたかいが強められることを身にしみて感じた³⁴⁾。

(4) 民衆は手段ではなく主体である

——タジマハル開発端への批判

ニューデリーから少し西にゆくとアグラという町があり、有名なタジマハルという墓廟がある。ムガル朝のジャハーン帝が急逝したベガム王妃のために建立したもので1653年に完成している。これは、高さ58メートルの大ドームを中心にもつ白大理石造の華麗な建物である。

ガンジー首相は、1976年5月の国民会議党の全国大会で從来経済政策の20ヶ条に4ヶ条を加えた。この中には都市の美化運動の項目が含まれていた。これは彼の息子サンジェイの示唆によるものであった。当時政府がおこなっている主要都市のスラム撤去計画に対する反対の声が多くかった。これに対し

てのべられたのがガンジー首相のタジマハル開発論であった。ガンジー首相の所論はこうである。「すべての意義のある開発には犠牲や困難がともなうものである。たとえば今日何百万人の人が世界中からタジマハルを見にやってくる。それは安易に建てられたものでなく、何千人という民衆の血と汗の結唱によって出来たものである³⁵⁾。」

これに対し、M. M. トーマスは、「どんな開発の働きにも血と汗が伴うことは事実である。しかし、タジマハルやピラミッドや古い世界の遺跡は民衆が奴隸のような状態にあって酷使されていたときに造られたものである。その当時においては民衆は自分の生活と労働に対して何ら発言権をもつことが許されていなかった。……しかし、今日、われわれはタジマハルの時代からはるかに違った時代に生息している。今日ではかってのように、いかに物質的に美しい建造物であっても強制労働と惨めな搾取によって造営することは許されないのである³⁶⁾。」

ここでトーマスが強調してやまないことは、ガンジー首相が、ブルトーザーをもってスラムの住民を徹去させ民衆を強制して都市の美化運動をしていることは、タジマハルの理念を現代にあてはめようとするものである。ここで中心となっているのは、民衆は手段ではなく歴史形成の主体であるべきであるという基本的な考え方である³⁷⁾。ガンジー首相も「民衆の開発」とか「弱い階層に属する人々の生活の向上」ということをよく述べる。しかし、それはそれらの人々を対象 (object) にしたもので、それらの人々を主体 (Subject) とみなし、その自主的な参加をうながすものではない。トーマスはこうした開発のプログラムを牧会的開発論 (Pastoral philosophy of development)³⁸⁾ といっている。そこでは人々は羊のように飼いならされ、人々は受動的になり、ますます依存的となり、やがて羊飼が狼になってしまふ気がいかなくなることを、警告している。ここにトーマスは貧困の克服は単なる経済政策で解決の出来ないもので、それは永年にわたって人々の間にしみ込んでいる依存心や父權的（ガンジー首相の下では母權的）パターナリズム（温情主義）が強く、人々が自立して自らの責任を自覚して歴史に参加することが不可欠であることを主張している。長期的に言うなら社会正義を実現するために民衆の政治的参加は不可欠であり、

それを阻止する緊急令はそのスローガンにも拘らず民衆の眞の開発に至り得ないと指摘しているのである。

むすび

われわれは1975年6月25日から1977年3月23日にわたるインドの緊急令下においてキリスト教会およびキリスト者のグループがとった態度について出来るだけ資料を中心に吟味して来た。歴史的な出来事を全体としてとらえるには日時のへだたりを必要としている点もある。また短かい紙数においてまだ紹介しつくしていない興味ある立場やケースもあると思う。

しかし、以上に検討したように、緊急令に対してキリスト教会ならびにキリスト者のグループには三つの立場があり、そこにはそれぞれの理由と主張が存在していたことを知ることが出来た。

そして、国家権力に対して全面的支持を表面したグループは、少数者であるキリスト教会の制度的保全が主たる関心にあり、また、政治的権力と距離的にも近い状況にあった教会・グループであった。さらにこれらの教会に海外のエキュメニカルな教会の支援や関心に対しては否定的であった。

条件的な支持をなしたグループは、民主的な言論、報道、集会の自由が緊急令でいちぢるしく奪われていることに批判的であったが、貧しい階層の開発をはかろうとするに全面的支持を送った。その結果、全体においては緊急令を支持することになった。彼らの意図は是々、非々として個々の問題に対して応答して行くことにあったが、全体としての社会科学的・社会構造の分析に乏しく、政治的スローガンとしての政策を支持して行ったため却って政府の動員体制にくみこまれていった。幸い、指導者間の対話が率直に保たれたところでは、時がたつにしたがって、全体的視野から状況をとらえるようになった。

全面的に批判をなしたグループはインドのキリスト教会の中でもごく少数で、とくに都市産業農村伝道を推進している人々と、宗教社会研究所につらなって社会科学的検討をなしている人々がこの立場をとった。前者は抑圧されている民衆に日夜接していたので、その反応をつかむことが出来た。後者は政策のスローガンにとらわれず、社会構造の全体的視点から緊急令をとらえると共に、

人間の権力についての神学的な洞察をもってその絶対化に反対した。同時にこのグループに属するキリスト者たちはインドの人権問題に対して態度を表面した多くの海外のキリスト教会の働きに大きな励ましを得た。そこにエキュメニカルな交りの実体のあることを体験したということである。

アジアにおける人権の苦闘がいまもなおつづいているとき、インドのキリスト教会のケースはわれわれに少なからずの生きた示唆を与えているように思われる。

注

- 1) この間のくわしい分析については、Kuldip Nayar, *The Judgement, Inside Story of the Emergency in India*, Vikas Publishing House PVT LTD, 1977.
- 2) Chester Bowles, *America and Russia in India*, *Foreign Affairs*, vol. 49, No. 4, July 1971.
- 3) Church of North India, *Executive Resolutions*, September 21, 1976, published NCC Review, Nov. 1976. *Religion and Society*, Vol. XXIV No. 2-3, June-Sept. 1977, p. 47-49.
- 4) *Religion and Society*, Ibid., p. 48.
- 5) Ibid. p. 97.
- 6) たとえば ANAWIM, *Tracts introducing Jesus to the contemporcy man* という雑誌を出しているマドラスの Kappan 神父をあげることが出来る。
- 6) Ibid., p. 69.
- 7) *Religion and Society*, Ibid., pp. 87-88.
- 8) *Religion and Society*, Ibid., pp. 22-23.
- 9) インドの大学數はヒンドラ教徒であるが、回教徒・キリスト教徒・仏教徒など諸宗教に属する少数者がある。さらに部族による少数グループもありそれらの問題を考えるため少数グループ部門が国民会議党内に設けられている。これが the Minorities Department である。
- 10) *Religion and Society*, Ibid., pp. 24-25.
- 11) *Religion and Society*, Ibid., pp. 25-26.
- 12) The North India Churchmen, July, 1976. *Religion and Society*, Ibid., pp. 105.
- 13) Chandran から Kurien に宛てたものは4通、Kurien から Chandran にあてたもの5通、計9通、1976年3月5日から4月3日にわたる期間である。 *Religion and Society*, Ibid., pp. 106-120.
- 14) Christians Support 20-Point Programme, South India Churthman, May, 1976. *Religion and Society*, Ibid., p. 94.

- 15) この場合世俗主義 secularism とはインドの大多数を占めるヒンズー教を国教とするのではなく、それぞれの信教の自由を認める複合主義 (Pluralism) をとると同時に政治に直接宗教的規制を導入しない合理主義 (Rationalism) をとりいれるものである。
- 16) *Religion and Society* Ibid., pp. 106-107.
- 17) C. T. Kurien, Porerty and Development, 彼は同書の中で現在の社会体制を維持した上での開発の努力は実際上には貧富の差をひろげるものであり、いわゆる経済の開発と貧民の生活の実質的向上は相即しないことを示している。
- 18) この見解の表明がいつなされたかは判然としない。ただその文章をみると、北インド合同協会の常議員会の決議がなされたのが1976年の9月21日で、それが NCC Review に出たのが1976年11月であるから1976年の秋ということは明らかである。
- 19) Fellowship Bulletin by Three Pastors of CNI Diocese of Delhi *Religion and Society*, Ibid., pp. 49-51.
- 20) Resolution Passed at a National Consultation of Staff of Urban Industrial Mission Projects and Those Associated with Them, August 1975, *Religion and Society*, Ibid., pp. 120-121.
- 21) UIRM Addressed to Prime Minister of India, Feb. 4, 1977. *Religion and Society*, Ibid., pp. 121-122.
- 22) National Commission on Urban Industrial and Rural Mission (UIRM) Protests, March 11, 1977, *Religion and Society*, Ibid., p. 123.
- 23) Juhanon Mar Thoma, Declaration of Emergency and After, News Letter, *Religion and Society*, No. 2, January 3, 1976.
- 24) The Late Metropolitan Juhanon Mar Thoma on Emergency, *Religion and Society*, Ibid., pp. 64-65.
- 25) M. M. Thomas の主著としてはつぎの書物がある。
 The Christian Response to the Asian Revolution, 1966 邦訳：宇都宮秀和「アジアの革命と神の支配」新教出版社, 1972.
 The Acknowledged Christ in the Indian Renaissance, SCM, 1969.
 The Secular Ideologies of India and the Secular Meaning of Christ, The Christian Literature Society, 1969.
- 26) M. M. Thomas, Prime Minister's Economic Measures, *Guardian* Comment, July 10, 1975, *Religion and Society*, XXIV, No. 293, pp. 196-197.
- 27) M. M. Prospect of Democracy in India, *Guardian* Comment, July 17, 1975, *Religion and Society*, op. cit., p. 199.
- 28) Ibid., p. 197.
- 29) Letter from Dr. Philip Potter, General Secretary of the World Council of Churches, to the Prime Minister Mrs. Indira Gandhi dated 9th October 1975,

Region and Society, op. cit., p. 3.

- 30) Letter from Rev. Dr. Yap Kim Hao, General Secretary of Christian Conference of Asia to the General Secretary, National Christian Council of India, *Religion and Society*, op. cit., p. 8.
- 31) Resolution of the NCCI Executive, 17 September 1976, Bangalore, *Religion and Society*, op. cit., p. 39.
- 32) Ibid., p. 39.
- 33) M. M. Thomas, The Church and the Current Situation, News Letter No. 7, December 24, 1976, *Religion and Society*, p. 256.
- 34) アジア・キリスト教協議会のチームが最近インドを訪ね、インドの産業大臣ジョージ・フエルナンデスにあったところ、彼は緊急令に反対し、非合法の活動をつづけ、投獄されていたが、WCC や CCA のインドの人権問題に対する関心を伝えきいて大きな励ましとなったことを語っている。CCA News, Sept. 15, 1977, p. 3.
- 35) Deccan Heral, May, 31, 1976. Quated in M. M. Thomas, The Taj Mahal Philosophy of Development, June 10, 1976, *Religion and Society*, op. cit., p. 244.
- 36) Ibid., p. 244~245.
- 37) M. M. Thomas, People are subjects, Not objects, *Guardian Comment*, July 31, 1975.
- 38) Ibid., p. 245.

(本学神学部教授)